

校長	教頭	部主事	教務	保健主事	養護教諭	担任

令和 年 月 日

下呂特別支援学校長 様

学校において予防すべき感染症への罹患報告書

このことについて、下記のとおり学校において予防すべき感染症に罹患しましたので、報告します。

記

児童生徒名	小学部・中学部・高等部 年 組 氏名
保護者等氏名	
感染症名	
医療機関名	
医師に診断された日	年 月 日 ()
発症日 (インフルエンザ・ 新型コロナウイルス感染症)	年 月 日 ()
解熱した日 (インフルエンザ・麻しんなど)	年 月 日 ()
出席停止期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで

*【登校の基準】：裏面

【登校の基準】 学校において予防すべき感染症（平成 30（2018）年 3 月発行）公益財団法人日本学校保健会より（新型コロナウイルス感染症については、令和 5 年 5 月 8 日施行学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令より）

種類	No.	疾患名	登校の基準
第 1 種	感染症法 1 類・2 類（結核を除く）		治癒するまで出席停止とする。
第 2 種 （* 1）	1	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等を除く。）	発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで出席停止とする。
	2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで出席停止とする。
	3	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまでは出席停止とする。
	4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで出席停止とする。
	5	風疹	発疹が消失するまで出席停止とする。
	6	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで出席停止とする。
	7	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後 2 日を経過するまで出席停止とする。
	8	新型コロナウイルス感染症	発症した後（発症の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで出席停止とする。
	9	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで（目安として、異なった日の喀痰の塗抹検査の結果が連続して 3 回陰性となるまで）出席停止とする。それ以降は、抗結核薬による治療中であっても登校は可能。なお、潜在性結核感染症の治療は、出席停止に該当しない。
	10	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止とする。
* 1（No.1～8）ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。			
第 3 種	1	コレラ	治癒するまで出席停止が望ましい。なお、水質管理や手洗いの励行などの日頃の指導が重要。
	2	細菌性赤痢	治癒するまで出席停止が望ましい。なお、水質管理や手洗いの励行などの日頃の指導が重要。
	3	腸管出血性大腸菌感染症	有症状者の場合には、医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止とする。無症状病原体保有者の場合には、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児は出席停止の必要はない。手洗い等の一般的な予防法の励行で二次感染は防止できる。
	4	腸チフス、パラチフス	治癒するまで出席停止が望ましい。トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児は出席停止の必要はない。
	5	流行性角結膜炎	眼の症状が軽減してからも感染力が残る場合があり、医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止とする。なお、このウイルスは便中に 1 か月程度排出されることもまれではないので、登校を再開しても、手洗いを励行する。
	6	急性出血性結膜炎	眼の症状が軽減してからも感染力が残る場合があり、医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止とする。登校を再開しても手洗いを励行する。
	7	その他の感染症（* 2）	医師が出席停止の必要があると認める場合は、その期間。
* 2 感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデノウイルス感染症など）、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症（主に A 群溶結性レンサ球菌感染症）、伝染性紅斑（りんご病）などを、第 3 種の感染症として扱う場合もある。			